

議案第15号

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

第1条 守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条及び第1条の2 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条及び第1条の2 略</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者<u>（その保護を停止されている者を除く。）</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p>以下 略</p>

第2条 守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

第1条から第2条まで 略

(所得制限)

第2条の2 略

- (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年（各年の1月から9月までに新たにこの条例による助成の適用を受けようとする者にあつては、前々年。この号及び次号において同じ。）の所得から規則で定める方法により計算した額（以下「損失等控除額」という。）を控除して得た額が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める限度額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得から損失等控除額を控除して得た額又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得から損失等控除額を控除して得た額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて

第1条から第2条まで 略

(所得制限)

第2条の2 略

- (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年（各年の1月から9月までに新たにこの条例による助成の適用を受けようとする者にあつては、前々年。この号及び次号において同じ。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める限度額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて規則で定める限度額以上であるとき。

規則で定める限度額以上であるとき。 2 から 4 まで 略 以下 略	2 から 4 まで 略 以下 略
--	---------------------

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。